

畑作等促進整備事業

[令和7年度予算概算決定額 2,200 (2,200) 百万円]

<対策のポイント>

麦・大豆や野菜等の生産拡大を図るため、畑作物・園芸作物を作付けする地域において、畑地かんがい施設の整備や農地の排水改良等の基盤整備をきめ細かく機動的に支援します。

<事業目標>

基盤整備完了地区において、事業実施前後で高収益作物の生産額が一定程度増加している地区の割合（約8割以上「令和7年度まで」）

<事業の内容>

1 ハード事業

畑作物・園芸作物の生産性向上のための畑地かんがい施設の整備や区画整理、農道整備、水稻から畑作物・園芸作物への作付転換に必要な排水改良やパイプライン化等の基盤整備を支援します。

2 ソフト事業

実証圃の設置・運営、農業機械・施設のリース、果樹・茶に係る新植・改植支援、作付転換支援等の営農の転換等に向けた取組を基盤整備と一体的に支援します。

<実施区域> 農振農用地（畑作物・園芸作物が作付けされる農地）等

<実施要件> 総事業費200万円以上、農業者数2者以上、

工事期間原則5年以内 等

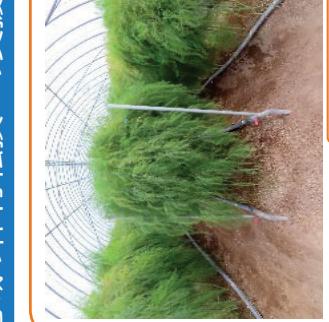
<事業の流れ>



水田地域の作付転換への支援



暗渠排水の整備



野菜・果樹への転換

畑の排水改良



畠地帯のきめ細かな基盤整備への支援



農道整備による輸送効率の向上



畠地かんがい施設の整備

[お問い合わせ先] 農村振興局水資源課 (03-3502-6246)

日本型直接支払

【令和7年度予算概算決定額 81,312（77,330）百万円】

<対策のポイント>

農業・農村の多面的機能の維持・発揮を図るため、地域の共同活動、中山間地域等における農業生産活動、自然環境の保全に資する農業生産活動を支援します。

<政策目標>

地域の共同活動、中山間地域等における農業生産活動、自然環境の保全に資する農業生産活動、中山間地域等における農業生産活動、自然環境の保全に資する農業生産活動、自然環境の保全に資する農業生産活動を支援します。

<事業の全体像>

近年の農村地域の高齢化、人口減少等により、地域の共同活動等によって支えられ国民全体が享受している多面的機能（国土保全、水源涵養、景観形成等）の発揮に支障が生じつあることから、平成27年度から「農業の有する多面的機能の発揮の促進の促進に関する法律」に基づき、地域の共同活動による多面的機能の発揮を促進する制度として実施しています。

▲多面的機能の
高度な発揮

環境保全型農業直接支払
2,804（2,641）百万円

生産方式
に着目



堆肥の施用



綠肥の施用



有機農業

○自然環境の保全に資する生産方式を導入した農業生産活動を推進するため、
活動の追加的コストを支援

多面的機能支払
50,048（48,589）百万円

活動内容
に着目

【資源向上支払】

○地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る共同活動を支援
・水路、農道、ため池の軽微な補修
・生態系保全などの農村環境保全活動
・施設の長寿命化のための活動 等



ため池の外堀整備



水路のひび割れ補修

○中山間地域等直接支払
28,460（26,100）百万円

対象地域
に着目



中山間地域
(山口県長門市)

○中山間地域等において、農業生産条件の不利を補正することにより、将来に向けた農業生産活動の継続を支援
・農業生産活動（耕作放棄の防止活動等）
・多面的機能を増進する活動
(周辺林地の管理、景観作物の作付等)



水路の泥上げ



農地法面の草刈り

農地の泥上げ

【農地維持支払】
○多面的機能を支える共同活動を支援

・農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持等の基礎的保全活動
・農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化 等

※扱い手に集中する水路・農道等の管理を地域で支え、規模拡大を後押し

日本型直接支払のうち 多面的機能支払交付金

【令和7年度予算概算決定額 50,048（48,589）百万円】

<対策のポイント>

地域共同で行う、多面的機能を支える活動や、地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る活動を支援します。

<事業目標>

- 農地・農業用水等の保全管理に係る地域の共同活動への多様な人材の参画率の向上（5割以上「令和7年度まで」）
- 農地・農業用水等の保全管理に係る地域の共同活動（6割以上「令和7年度まで」）

<事業の内容>

1. 多面的機能支払交付金 48,463（47,050）百万円

農地維持支払

2. 地域資源の基礎的保全活動等の多面的機能を支える共同活動を支援します。

① 農地維持支払

② 資源向上支払

③ 地域資源の質的向上を図る共同活動、施設の長寿命化のための活動を支援します。

交付単価

(円)/10a)

都府県			北海道		
①農地維持支払	②資源向上支払	③資源向上支払（共同）※1	①農地維持支払	②資源向上支払（長寿命化）※1,2,3	③資源向上支払（長寿命化）※1
田	3,000	2,400	4,400	2,300	1,920
畑	2,000	1,440	2,000	1,000	480
草地	250	240	400	130	120
					400

(円)/10a)

都道府県			北海道		
項目	項目	項目	項目	項目	項目
農地法面の草刈り	水路の泥上げ	農道の路面維持	水路のひび割れ補修	農道の窪みの補修	農地の外來種駆除
農地法面の草刈り	水路の泥上げ	農道の路面維持	水路のひび割れ補修	農道の窪みの補修	ため池の外來種駆除
対象農用地：農業者等で構成される組織（①及び③は農業者のみで構成する組織でも取組可能）	対象農用地：農振農用地及び多面的機能の発揮の観点から都道府県知事が定める農用地	対象農用地：農業者等で構成される組織（①及び③は農業者のみで構成する組織でも取組可能）	対象農用地：農業者等で構成される組織（①及び③は農業者のみで構成する組織でも取組可能）	対象農用地：農業者等で構成される組織（①及び③は農業者のみで構成する組織でも取組可能）	対象農用地：農業者等で構成される組織（①及び③は農業者のみで構成する組織でも取組可能）
【加算措置】	【加算措置】	【加算措置】	【加算措置】	【加算措置】	【加算措置】

(円)/10a)

都道府県			北海道		
項目	項目	項目	項目	項目	項目
多面的機能の増進を図る活動の取組数を新たに1つ以上増加させる場合等（加算対象活動に広域活動組織における活動支援班※の設置及び活動の実施）、「水管理を通じた環境負荷低減活動の強化」の項目を新たに追加）	多面的機能の増進を図る活動の取組数を新たに1つ以上増加させる場合等（加算対象活動に広域活動組織における活動支援班※の設置及び活動の実施）、「水管理を通じた環境負荷低減活動の強化」の項目を新たに追加）	多面的機能の増進を図る活動の取組数を新たに1つ以上増加させる場合等（加算対象活動に広域活動組織における活動支援班※の設置及び活動の実施）、「水管理を通じた環境負荷低減活動の強化」の項目を新たに追加）	多面的機能の増進を図る活動の取組数を新たに1つ以上増加させる場合等（加算対象活動に広域活動組織における活動支援班※の設置及び活動の実施）、「水管理を通じた環境負荷低減活動の強化」の項目を新たに追加）	多面的機能の増進を図る活動の取組数を新たに1つ以上増加させる場合等（加算対象活動に広域活動組織における活動支援班※の設置及び活動の実施）、「水管理を通じた環境負荷低減活動の強化」の項目を新たに追加）	多面的機能の増進を図る活動の取組数を新たに1つ以上増加させる場合等（加算対象活動に広域活動組織における活動支援班※の設置及び活動の実施）、「水管理を通じた環境負荷低減活動の強化」の項目を新たに追加）
田	400	400	400	400	320
畑	240	240	240	240	80
草地	40	40	40	40	20

(円)/10a)

2. 多面的機能支払推進交付金 1,585（1,539）百万円

交付金の適正かつ円滑な実施に向け、都道府県、市町村等による事業の推進を支援します。

① 農業者等

② 市町村

③ 都道府県

④ 国



※地域活動組織内の集落をまとめて共同活動を支援する

ることを目的として設置される班

[お問い合わせ先] 農村振興局農地資源課 (03-6744-2197)

※下線部は括弧内容

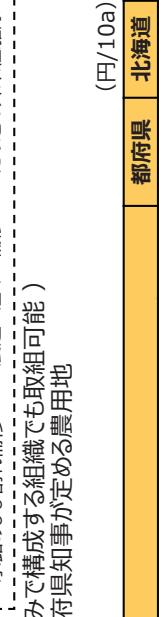
<事業イメージ>

資源向上支払

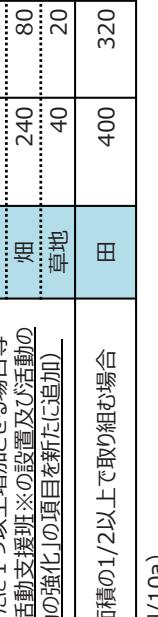
- ・水路、農道、ため池の軽微な補修、景観形成や生態系保全などの農村環境保全活動 等
- ・農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化、地域資源の保全管理に関する構想の策定 等
- ・老朽化が進む水路、農道などの長寿命化のための補修 等



- ・農地の泥上げ
- ・農地法面の草刈り
- ・農道の窪みの補修



- ・農地の泥上げ
- ・農地法面の草刈り
- ・農道の窪みの補修



- ・農地の泥上げ
- ・農地法面の草刈り
- ・農道の窪みの補修



- ・農地の泥上げ
- ・農地法面の草刈り
- ・農道の窪みの補修



- ・農地の泥上げ
- ・農地法面の草刈り
- ・農道の窪みの補修

日本型直接支払のうち

中山間地域等直接支払交付金

【令和7年度予算概算決定額 28,460（26,100）百万円】

<対策のポイント>

中山間地域等において、農業生産条件の不利を補正することにより、将来に向けた農業生産活動の継続を支援します。

<事業目標>

耕作放棄を防止し、中山間地域等の農用地8.4万haの減少を防止【令和7年度から令和11年度まで】

<事業の内容>

【対象地域】中山間地域等
(地域振興8法と棚田法指定地域及び知事が定める特認地域)

【対象農用地】農振農用地区域内かつ地域計画区域内に存し、傾斜等の基準を満たす農用地
【対象者】集落協定又は個別協定に基づき5年以上継続して耕作を行う農業者等
【集落協定等に基づく活動】
① 農業生産活動等を継続するための活動（耕作放棄の発生防止、水路・農道の管理活動等）
② 農業生産活動等の体制整備のための取組（ネットワーク化活動計画の作成）

<加算措置>

【対象地域】中山間地域等
(地域振興8法と棚田法指定地域及び知事が定める特認地域)

【対象農用地】農振農用地満たす農用地
【対象者】農業生産活動等を継続するための活動（耕作放棄の発生防止、水路・農道の管理活動等）
【集落協定等に基づく活動】
① 農業生産活動等を継続するための活動（耕作放棄の発生防止、水路・農道の管理活動等）
② 農業生産活動等の体制整備のための取組（ネットワーク化活動計画の作成）

1. 中山間地域等直接支払交付金

27,560（25,800）百万円

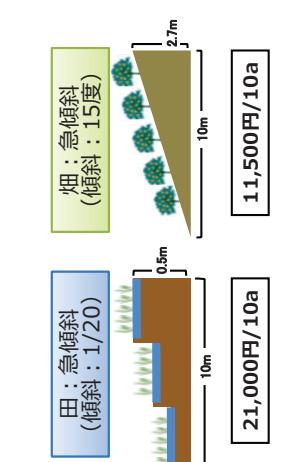
農業生産条件の不利な中山間地域等において、集落等を単位に、農用地を維持・

管理していくための取決め（協定）を締結し、それにしたがって農業生産活動等を行

う場合に、面積に応じて一定額を交付します。

【主な交付単価】

地目	区分	交付単価 (円/10a)
田	急傾斜 (1/20~)	21,000
	緩傾斜 (1/100~)	8,000
	急傾斜 (15度~)	11,500
畑	急傾斜 (8度~)	3,500
	畑：急傾斜 (傾斜：1/20)	21,000円/10a
	畑：急傾斜 (傾斜：15度)	11,500円/10a



〔農業生産活動等を継続するための活動」のみを行なう場合は交付単価の8割（基礎単価）、これに加えて「ネットワーク化活動計画※1の作成」を行う場合は交付単価の10割を交付（体制整備単価）

※1 複数の集落協定箇目の活動の重複（ネットワーク化）や統合、多様な組織等の参画に向けた計画

2. 中山間地域等直接支払推進交付金

900（300）百万円

制度の適正かつ円滑な実施に向けた都道府県、市町村等の推進体制を強化します。

制度による効率化、効率化に向けた取組を支援

スマート農地保全管理加算

超急傾斜農地（田1/10以上、畑20度以上）の保全や有効活用を支援

ネットワーク化加算

〔上限額：100万円/年〕

スマート農業加算

〔上限額：200万円/年〕

スマート農業による作業の省力化、効率化に向けた取組を支援

※2 第5期対策（R2～R6）で実施した集落機能強化加算の経過措置を別途設定

※3 協定面積の規模に応じて段階的に適用単価が変動
（～5ha部分）10,000円/10a、（5ha～10ha部分）4,000円/10a、（10～40ha部分）1,000円/10a

（注）本制度は、予算の範囲内で交付金を交付する仕組みです。申請額の全国合計が予算額を上回った場合、交付金が減額されます。

【お問い合わせ先】農村振興局地域振興課（03-3501-8359）

<事業イメージ>

<事業イメージ>

日本型直接支払のうち 環境保全型農業直接支払交付金

【令和7年度予算概算決定額 2,804（2,641）百万円】

＜対策のポイント＞

農業の持続的な発展と農業の有する多面的機能の発揮を図るとともに、みどりの食料システム戦略の実現に向けて、農業生産に由来する環境負荷を低減する取組と合わせて行う**地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い農業生産活動**を支援します。第3期対策（令和7年度）から、支援対象取組等を一部見直し、有機農業の移行期への重点支援や、水田からのメタン排出を抑制するための仕組みの導入などを行います。

＜事業目標＞

温室効果ガス排出削減への貢献、生物多様性保全の推進

※ 令和9年度を目標に創設する新たな環境直接支払交付金の検討の中で、本事業を見直し、みどりの食料システム法認定農業者による先進的な環境負荷低減の取組を支援することを検討します。

＜事業の内容＞

1. 環境保全型農業直接支払交付金 2,686（2,550）百万円

① 対象者：農業者の組織する団体、一定の条件を満たす農業者等

② 対象となる農業者の要件

- ア 主作物について販売することを目的に生産を行つていること
- イ 環境負荷低減のチェックシートによる自己点検に取り組むこと
- ウ 環境保全型農業の取組を広げる活動（技術向上や理解促進に係る活動等）（取り組むこと）

③ 支援対象活動

化学肥料、化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い宮農活動

④ 取組拡大加算

有機農業の新規取組者の受入れ・定着に向けた活動を支援

注 1) このうち、炭素貯留効果の高い有機農業を実施するとともに、堆肥の施用、綠肥の施用、炭の投入のいずれかを実施する場合）に限り、2,000円を加算。

注 2) 主作物が水稻の場合、長期中干しや秋耕等のutan排出削減対策をセットで実施。

2. 環境保全型農業直接支払推進交付金 118（91）百万円

▶ 地域特認取組 都道府県、市町村等による環境保全型農業直接支払交付金事業の推進を支援します。

＜事業の流れ＞



【取組拡大加算】

有機農業に新たに取り組む農業者の受入れ・定着に向けた新規取組面積に応じて支払
農業者団体に対し、活動によって増加した新規取組面積に応じて支払
(交付単価：4,000円/10a)

※ 本制度は、予算の範囲内で交付金を交付する仕組みです。申請額の全国合計が予算額を上回った場合、交付金が減額されることがあります。
【お問い合わせ先】農産局農業環境対策課（03-6744-0499）

農山漁村振興交付金

[令和7年度予算概算決定額 7,389 (8,389) 百万円]

<対策のポイント>

少子高齢化・人口減少が進む農山漁村において、「しごと」「くらし」「活力」「土地利用」の観点から農村振興施策を総合的に推進することにより、関係人口の創出・拡大を図るとともに、農林水産業に關わる地域のコミュニティの維持と農山漁村の活性化及び自立化を後押しします。

<政策目標>

都市と農山漁村の交流人口の増加（1,540万人〔令和7年度まで〕）等

<事業の全体像>

